

8 月 21 日 付 実 施 要 領 の 補 足

実施要領 p 3

(7) 保証金の納付

保証金は契約期間終了時、または契約期間中に契約の解除があった場合は契約の解除時に、設置事業社が神戸市に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ自販機を撤去した日以降に返還いたします。

実施要領 p 5

4 設置にあたっての条件

(5) 電気メーター（電力使用量計測用子メーター）の設置及び電気代

玉津支所からの請求は年度末に1年分の電気料金をまとめて請求します。